二　［略］

三　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得（法第三十九条第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十三第一項に規定する事業年度をいう。第六項第三号において同じ。）

四　［略］

5　法第三十九条第七項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

［削る］

二　［略］

三　［略］

6　法第三十九条第八項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

［削る］

二　［略］

三　前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額の課税標準とされた所得（法第三十九条第八項に規定する法人税額の課税標準とされた所得をいう。）の事業年度

四　［略］

（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等）

第二十条　［略］

2　前条第一項から第三項まで（第一項第四号及び第三項第四号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第一項第一号	［略］	［略］
	法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地	市町村民税の納税義務者の氏名、住所
	［略］	［略］

三　［同上］

四　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額（法第三十九条第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十三第一項に規定する事業年度をいう。第六項第四号において同じ。）

五　［同上］

5　［同上］

一　法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　［同上］

四　［同上］

6　［同上］

一　法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　［同上］

四　前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額（法第三十九条第八項に規定する法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度

五　［同上］

（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等）

第二十条　［同上］

2　前条第一項から第三項まで（第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第五号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第一項第一号	［同上］	［同上］
	法人又は連結親法人（法第三十六条第一項に規定する連結親法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地	市町村民税の納税義務者の氏名、住所
	［同上］	［同上］